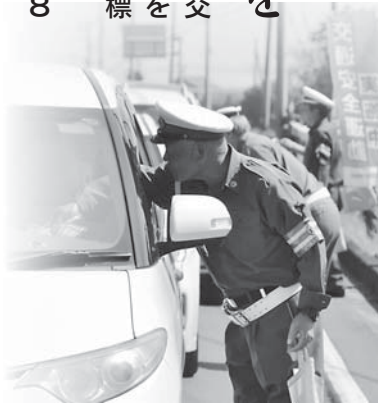


12月10日～19日は「冬の交通安全運動」

交通ルールを守り安全運転を

忘年会などで飲酒の機会が増えるこの時期は、飲酒運転による交通事故の発生が心配されます。12月10日(月)から19日(水)までを期間として「冬の交通安全運動」が行われます。次の1～4の目標を理解し、一人ひとりが交通ルールを守りましょう。

問 環境生活課市民協働班 ☎ 73・0088



目標1 飲酒運転の根絶

●「これくらいなら」と少しの距離だから」という安易な気持ちは捨て、自転車も含めて飲酒運転は絶対にしないようにしましょう。

●飲酒が予想される集まりには、車や自転車を出掛けないようにしましょう。



目標2 子どもと高齢者の交通事故防止

●子どもや高齢の歩行者・自転車利用者などを見かけたら、スピードを落とし、思いやりを持った運転をしましょう。

●運転者から見て右側からの横断歩行者との事故が多いので、道路の右側にも注意を向けましょう。



目標3 自転車の安全利用の推進

●歩行者や他の車両に自転車の存在を知らせるため、夕暮れ時はライトを早めに点灯させましょう。

●夕暮れ時や夜間は、歩行者などが確認しにくいことを理解し、安全な速度で通行するなどゆとりのある運転を心掛けましょう。



目標4 後部座席を含めた全ての座席のシートベルトとチャイルドシートの正しい着用の徹底

●シートベルト着用の必要性和効果を理解し、正しい着用を習慣付けましょう。また後部座席の同乗者も必ずシートベルトを着用させましょう。

●子どもを乗せるときは体格に合ったチャイルドシートを正しく着用させましょう。



リサイクルの促進に

資源ごみの無料回収を実施

リサイクル促進に、資源ごみ(古紙、衣類、缶、ペットボトル)の無料回収を次の通り行います。

日時: 12月9日(日) 9時～11時30分(雨天実施) 回収場所: 市役所北側駐車場、野栄総合支所北側駐車場 回収できるもの: ①古紙類(新聞紙、雑誌類、チラシ、ダンボール) ②衣類(シャツ、セーター、シャツ、毛布、タオル、ハンカチ) ③缶(アルミ、スチール) ④ペットボトル

《注意事項》

- 衣類は裁断せず、袋に入れるか縛ってください。
- 缶はアルミ缶とスチール缶に分別してください。
- 布団、じゅうたん、綿の入った衣類、ぬれた衣類、中身が入っているまたは汚れているペットボトルは回収しません。
- 回収日以外の時間帯に置いていかないでください。

問 環境生活課環境班

☎ 73・0088

そうさ歳末ジャンボ宝くじ配布開始

お買い物は市内加盟店で

匝瑳市商業活性化実行委員会では、「そうさ歳末ジャンボ宝くじ」を発行して、歳末大売り出しを行います。

大売り出しのチラシを掲示した市内加盟店で買い物をすると、1千円のお買い上げに付き宝くじが1枚プレゼントされます。特等は30万円分、1等は10万円分の匝瑳共通商品券が当たるこのチャンスをお見逃しなく。

◆配布期間

12月1日(土)～31日(月)

◆賞品内容

特等: 共通商品券30万円(5本) 特等組違い: 同1万円(10本) 1等: 同10万円(5本) 2等: 同1万円(30本) 3等: 同3千円分(300本) 4等: 同1千円(3千本) 5等: 実用商品など(3万本) ※合計3万3350本を用意

◆抽選会

日時: 1月13日(日) 14時～場所: 市民ふれあいセンター

問 市商工会 ☎ 72・2528

主要個別事業計画兼簡易事務事業評価

皆さんのご意見をお寄せください

市では、計画などを策定する際に、その案を公表して市民の皆さんの意見を伺っています。市の実施計画の策定に係る基礎資料がまとまりましたので、計画をより良いものとするため、意見をお寄せください。

このたび意見を募集するものは「主要個別事業計画兼簡易事務事業評価総括表」の内容についてです。

これは、「匝瑳市総合計画基本計画」に定めた施策を具体化するための、実施計画を策定する上で基礎資料となるものです。

意見の募集期間

12月5日(水)～1月4日(金)

資料の公表場所

資料を公表する場所は次の8か所です。

①市ホームページ②市役所玄関ロビー行政資料コーナー③野栄総合支所玄関ロビー④市民病院玄関ホール⑤市民ふれあいセンター⑥八日市場公民館⑦八日市場ドーム⑧のさかアリーナ

意見を提出できる人

意見提出ができるのは、市民、市内の事業者、市内に通勤また

は通学している人です。

意見の提出方法

「主要個別事業計画兼簡易事務事業評価に対する意見」と明記し、住所・氏名を記入の上、次のいずれかの方法で提出してください。書式の指定はありません。

メール:k-kikaku@city.sosa.lg.jp
ファクス:72・1114
郵送・持参:市役所2階企画課
(〒289-2198 匝瑳市八日市場ハ793番地2)

提出意見への対応

募集期間内に提出された意見(住所・氏名の記載がないものを除く)およびこの意見に対する市の考え方を、市ホームページで公表します。

なお、意見提出者の公表や意見提出者個人に対する回答は行いません。

企画課企画調整班

☎73・0081

年内に建物を取り壊した人は

滅失登記をしてください

固定資産税は毎年1月1日(賦課期日)を基準に課税されます。12月末までに取り壊しが完了した建物は、翌年から課税されません。



課税対象の建物をすでに取り壊した人、または12月31日(月)までに取り壊しが完了する人で、まだ滅失登記をしていない場合は、市役所1階税務課へ届け出をしてください。届け出がないと、原則として課税がされます。必ず手続きを行ってください。

《滅失登記とは》

滅失登記とは、すでに登記されている建物を取り壊したときに、法務局で登記を削除する手続きのことです。

☎税務課資産税班 ☎73-0087

12月4日～10日は「人権週間」

みんなで築こう、人権の世紀

「全ての人が幸せになれる権利」、これが人権です。人権は、誰にとっても身近で大切なもの、違いを認め合う心によって守られるものです。互いに相手を思いやり、幸せに暮らせる社会を築いていきましょう。

法務省と全国人権擁護委員連合会では、この大切な権利を守るため、毎年12月に「人権週間」を定めています。

平成30年は、世界人権宣言が国連で採択されてから70年の節目の年でもあります。そこで21世紀は「人権の世紀」であることと改めて思い起こし、一人ひとりが人権の重要性を正しく認識することが大切です。

この機会に、人権についてもう一度考えてみましょう。

◆人権・行政合同相談

市では毎月、人権や行政に関

する合同の相談会を行っています。いじめ、家庭問題、差別、いやがらせなど、人権上の問題や悩みごとなどがありましたら、お気軽にご相談ください。

《12月の人権・行政合同相談》
日時/場所:12月9日(日)10時～15時/市民ふれあいセンター1、12月20日(木)/野栄総合支所

《常駐相談窓口や専用電話》

●千葉地方法務局匝瑳支局 ☎72・0334

●全国共通人権相談ダイヤル ☎0570・003・110

●子どもの人権10番 ☎0120・1007・110

●女性の人権ホットライン ☎0570・0570・81

☎秘書課秘書班

☎73・0080

